



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

申告期限延長及び納税口座振替日変更のお知らせ

すでにご存知の方も多いと思いますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、所得税・贈与税及び消費税の確定申告期限が延長しております。これに伴い、納税の口座振替日も変更となっておりますのでご注意ください。2月末までに申告が終わられた会員の皆さまには、延長前の口座振替日をお伝えしておりましたので、変更後の振替日のご確認をお願いいたします。

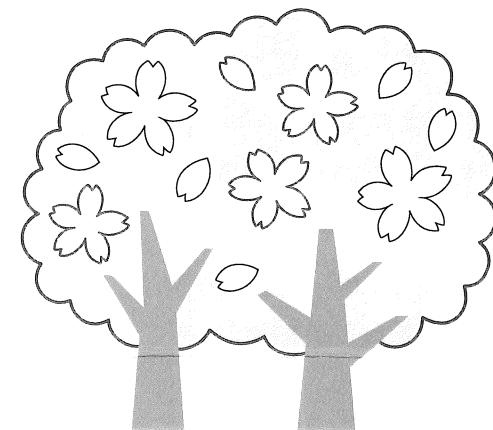
申告・納付期限

〈延長前〉

申告所得税及び復興特別所得税	3月16日(月)
贈与税	3月16日(月)
消費税及び地方消費税	3月31日(火)

〈延長後〉

すべて
4月16日(木)



振替納税ご利用の場合の振替日

〈延長前〉

申告所得税及び復興特別所得税	4月21日(火)
上記延納分	6月1日(月)
消費税及び地方消費税	4月23日(木)

〈延長後〉

申告所得税及び復興特別所得税	5月15日(金)
上記延納分	6月1日(月)
消費税及び地方消費税	5月19日(火)

コロナウイルスの影響による納税猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合において、要件に該当する方は原則1年以内の期間に限り、猶予が認められる制度が設立されました。

○要件(以下の要件をすべて満たす方が対象となります)

- ・国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ・納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ・国税の滞納がないこと。(ただし、換価の猶予を受けようとする国税は除く)
- ・納付すべき国税の納期限から6か月以内に猶予の申請書が提出されていること。
- ・原則として、担保の提供があること。(担保が不要な場合があります)

○税務署へ申請後、審査が通れば…

- ・原則、1年間猶予が認められます。
- ・猶予期間中の延滞税の一部が免除されます。
- ・財産の差し押さえや換価(売却)が猶予されます。



今回の猶予制度を受けたい場合は、個別で税務署へ相談していただく必要があります。今回実施される猶予制度の条件を満たさない場合でも、災害や疾病、事業を廃止した場合等に受けられる納税の猶予制度がございますので、気になる方は税務署へお問い合わせください。

事業者向け「共同相談窓口」が開設されました

新型コロナウイルスの感染拡大傾向が続くなかで、国・県・市から日々新しい施策が打ち出されています。代表的な事業者向けの施策としては、子どもの世話のために仕事ができなくなった事業者向けに日額4,100円が支給される助成金や、利子補給を受けることにより実質無利子で借りられる特別貸付などがあります。

そこで、事業者の皆さんにワンストップで各種支援施策（資金繰り・融資、雇用調整助成金、各種補助金など）について、情報の提供や相談、申請手続き等の支援を実施するため、関係機関が相互に連携し、共同相談窓口を開設しています。商工会議所の会員でなくても相談可能ですので、気になる方はご相談してみてはいかがでしょうか。

■ 開設期間・日時／3月23日(月)～当面の間 平日 午前9:00～12:00、午後13:00～17:00

■ 開設場所／福岡商工会議所ビル内会議室(総合受付3階)(福岡市博多区博多駅前2-9-28)

■ 関係機関／九州経済産業局、福岡労働局、福岡県、福岡市、日本政策金融公庫、福岡県信用保証協会、福岡商工会議所

■ 相談窓口設置機関及び相談・支援内容等

機関名	相談・支援内容等
総合受付 (福岡商工会議所)	○事業者の支援ニーズを聞き取り、各支援機関に引き継ぎ
福岡労働局	○雇用調整助成金等、雇用関係施策の説明、相談
福岡市	○セーフティネット保証、危機関連保証の認定 ○福岡市制度融資の説明、相談
福岡県信用保証協会	○セーフティネット保証、危機関連保証の説明 ○保証付き融資金般の説明
福岡商工会議所	○新型コロナウイルスの影響に関する相談、支援（持続化補助金など） ○日本公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付の説明、申込書交付・作成支援 ○日本公庫 新型コロナウイルス感染症に伴うマル経融資の説明、受付、調査・推薦 なお、マル経融資とは商工会議所の経営指導、調査・推薦をする日本政策金融公庫の小規模事業者向け無担保・無保証人の融資です。

■ 連携機関の支援内容等

機関名	支援内容等
九州経済産業局	○国の支援施策の情報提供、照会対応、活用アドバイス
福岡県	○緊急経済対策資金等、県の支援施策の情報提供、照会対応、活用アドバイス
日本政策金融公庫	○新型コロナウイルス感染症特別貸付、マル経融資の受付、審査

※上記、共同相談窓口の運営体制は開設時点におけるものです。ご相談の状況等に応じて運営体制に変更がある場合がございます。

■ お問い合わせ先／地域支援第一グループ(東・博多・南区担当)

TEL:092-441-2161

地域支援第二グループ(中央・城南・早良・西区担当)
TEL:092-441-2162

税務相談日

4月6日(月)・16日(木)、5月11日(月)

10時～12時／13時～16時

※所得税・消費税・相続税・贈与税 等々

法律相談日

弁護士の橋 先生による無料の相談会

4月21日(火) 15:00～17:00

ご希望の方はご予約をお願いいたします！



日付	内容
4月16日(木)	所得税・贈与税・消費税の申告期限
4月6日(月)・16日(木)	税務相談日
4月21日(火)	法律相談日

編集
後記

通常4月は青色だよりをお休みさせていただいておりますが、今回はコロナウイルスについての様々な情報提供として作成いたしました。少しでもお役立ていただけたらと思います。

また、申告の延長はあったものの、早期提出にご協力いただいた会員の皆さまのおかげで、ほとんど当初の期限内に提出することができました。ご協力いただきありがとうございました。

ふくおかNEWS

(一社)福岡中央青色申告会

メール : info@aoiro-f.com HP : <http://aoiro-f.com/>
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号:070-5416-5221